

議会のデジタル化の推進について

【オンライン委員会の開催について(委員会条例・会議規則の改正案等)】

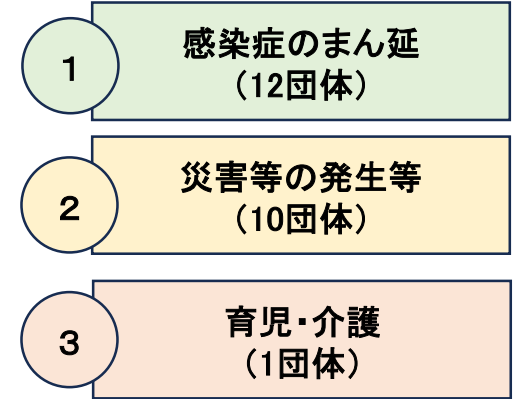
1 千葉市議会委員会条例の一部改正案

(1) オンライン出席の事由【第14条の2】

本市議会の対応(案)

- 委員会条例等改正済の政令市の全て又は大多数が、オンライン出席を認める事由としている「感染症のまん延」及び「災害等の発生等」を規定に盛り込む。
- 「育児・介護」については、総務省通知(総行行第180号・令和2年7月16日)において「委員会は本会議同様に、団体意思を決定する過程で重要な役割を果たしており、実際に委員会の開催場所に参集することが基本であり、その上で参集が困難と判断される実情がある場合に、オンラインを活用することは差し支えない。」とされていること。また、現時点で同事由を認めている自治体が少ないことから、今後、本市議会において必要性が生じた際に改めて議論することとしたい。

【政令市(12団体)の状況】

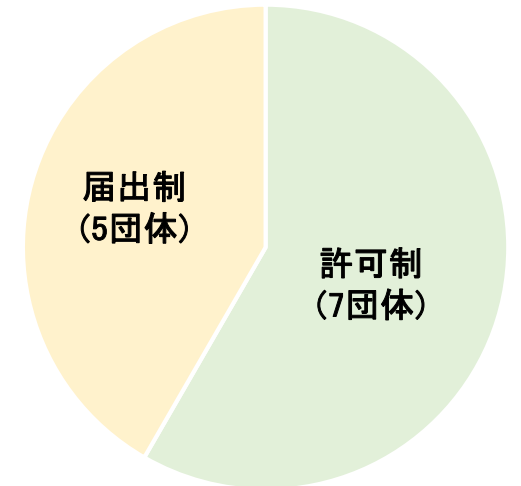


(2) 条例上の位置づけ【第14条の2】

本市議会の対応(案)

- オンラインの方法による委員会での秘密会は、秘密性の保持が確実でないため開催できないこととする
- 条例上の位置づけとして、委員長がオンライン出席を認める「出席方法の特例」とする
- オンライン出席は委員長の許可制とする。
・オンライン出席の事由に該当しない不正な出席を防止するため
- オンライン出席の許可を得た委員は、会議定足数、表決、記録等の出席委員とみなす
- オンラインを活用した委員会に関する具体の運営方法は、要綱を制定して定める

【政令市(12団体)の状況】



(3) 除斥対象委員【第17条】

本市議会の対応(案)

- 全国市議会議長会の「オンラインの方法による委員会の開催に関する委員会条例等の改正に係る参考例(以下「参考例」という。)」では、議案審査において、オンライン出席している委員が除斥対象に該当した場合、委員会の同意を得て当該委員がオンラインの方法により一身上の弁明を行う機会があることを想定して、個別の規定整備を行うことが望ましいとしており、参考例に準じた規定を設ける。

(4) 公述人・参考人【第24条・第28条】

本市議会の対応(案)

- 千葉市議会基本条例(第12条第3項)により「議会は、市民の多様な意見等を議案等の審議及び審査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用に努めるものとする。」とされていることを踏まえ、公聴会における公述人及び参考人をオンラインの方法による参加の対象とする。

区分	公聴会の公述人	参考人
制度概要	予算その他重要な議案等の審査について公聴会を開き、利害関係を有する者や学識経験者等から意見を聴くもの。	当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くもの。
制度の特長・相違点	①公示等の手続が必要、開催までに時間がかかる。 ②公述人については、賛成または反対の一方に偏らないように選定することが義務づけられている。 ③公述人は賛成または反対の意見を述べる。 ④公述人は自らの意思で応募することから、正当な理由がある場合を除き、出席を自ら拒否することはあり得ない。	①公聴会より簡便な手続で制度を活用することができる。 ②参考人は、利害関係人や学識経験者などから特定の第三者を指名して出席を求める。 ③参考人は案件によっては賛成または反対を述べるが、その必要のない場合もある。 ④参考人は、出席を求められた場合、出席を拒否することができる。

(5) 執行部説明員

本市議会の対応(案)

- 全国市議会議長会の参考例では、執行機関の説明員についても、要件や事由を定めず委員会への申し出により、オンラインでの出席も可とする考え方が示されているが、本市議会では、委員会出席を予定していた説明員が体調不良等により出席困難となった場合、代理の職員(課長補佐の出席等)が出席していることから、従前どおりの対応を行うことを基本とするため、原則、執行部説明員のオンライン出席を認めない。

(6) 請願・陳情の意見陳述者

本市議会の対応(案)

- 請願・陳情は、提出された書面の内容により審査を行なうことを原則としており、その意見陳述は、提出された書面の内容を希望者が補完的に説明を行なう任意制であること。また、当該審査は、補正・条例等の議案審査後に行うことから審査開始時刻の予測が困難であり、意見陳述者との通信状況の確認や確保等の課題もあるため、請願・陳情の意見陳述者について、オンラインによる意見陳述は認めないこととする。

千葉市議会委員会条例の一部改正案(新旧対照表)

現 行	改正案	備 考
<p>(招集) 第14条 委員会は、委員長が招集する。 2 略</p>	<p>(招集) 第14条 委員会は、委員長が招集する。 2 略</p> <p><u>(出席の特例)</u> 第14条の2 委員長は、重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会を招集する場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)により、当該委員会を招集する場所以外の場所から当該委員を委員会に参加させることができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。 2 前項の規定によりオンラインによる方法で参加を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 3 前項の規定による許可を得て委員会に参加した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>【第1項関係】 (オンライン出席の事由) ①重大な感染症のまん延 ②災害等の発生等 (秘密会) オンラインによる方法での委員会の場合、秘密会は開催できないこととする</p> <p>【第2項関係】 オンライン出席は委員長の許可を得て行う</p> <p>【第3項関係】 オンラインにより委員会に出席した委員は、第15条(会議定足数)、第16条第1項(表決)、第17条(委員長及び委員の除斥)、第29条第1項(記録)の出席委員とみなす</p> <p>【第4項関係】 運用に関する必要事項は、要綱を制定して定める</p>

千葉県議会委員会条例の一部改正案(新旧対照表)

現 行	改正案	備 考
<p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件、又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</p>	<p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件、又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。</p> <p><u>2 前項の規定によりその議事に参与することができない委員が、第14条の2第2項の規定による許可を得て、委員会に参加しているときは、当該委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</u></p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</p> <p><u>3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に参加することができる。</u></p>	<p>【第17条関係】</p> <p>除斥対象となる委員がオンライン出席している場合、委員会の同意に基づく発言はオンラインの方法で可とする。</p> <p>【第24条関係】</p> <p>公述人は、オンラインによる方法で参加できる旨を規定</p>

千葉市議会委員会条例の一部改正案(新旧対照表)

現 行	改正案	備 考
<p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(参考人)</p> <p>第28条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 参考人については、第25条(公述人の発言)、第26条(委員と公述人の質疑)及び第27条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。</p>	<p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p><u>2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法で参加する公述人については適用しない。</u></p> <p>(参考人)</p> <p>第28条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p><u>3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に参加することができる。</u></p> <p>4 参考人については、第25条(公述人の発言)、第26条(委員と公述人の質疑)及び第27条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。</p>	<p>【第27条関係】</p> <p>オンラインによる方法で出席する公述人には、代理人・文書による意見陳述に関する規定を適用しない</p> <p>【第28条関係】</p> <p>参考人は、オンラインによる方法で参加できる旨を規定</p>

2 千葉市議会会議規則の一部改正案

(1) 出席委員に関する措置【第83条の2】

本市議会の対応(案)

- 全国市議会議長会の参考例では、会議規則の委員会に関する章においてオンラインによる方法で委員会に出席した場合も、各条文中の出席している委員に含まれることを包括的に定めることが適当と判断し、当該規定を設けていることを踏まえ、**本市議会会議規則にも適用**する。

(2) 委員外議員・紹介議員【第106条・第130条】

【標準会議規則逐条解説(概要)】

① 委員外議員の発言

- 委員会が議案・請願等の審査にあたり必要あると認めるときは議決によって、委員外議員の出席を求め説明や意見を聞くことができる。
- 委員会は、委員外議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。
- 委員外議員の出席を求めるのは、審査・調査中の事件に対して発端経緯や説明を受け、審査又は調査上の参考とするためである。

② 紹介議員の委員会出席

- 紹介議員の出席説明を求める場合は、委員会の議決によって、委員長から日時・場所・請願件名を通知する。
- 紹介議員が出席を求められたときは、必ず応ずる義務がある。

本市議会の対応(案)

- 本市議会では、予算審査・決算審査特別委員会分科会の際、委員外議員からの発言の申し出を受け、委員会の許可を得れば発言できる運用を行っていることなどを踏まえ、当該委員外議員が改正条例第14条の2第1項の事由(重大な感染症のまん延・災害等の発生等)により分科会に赴くことが困難な場合に対応するため、**委員外議員のオンラインの方法による参加を可とする規定整備**を行う。
- 紹介議員の委員会出席についても、上記逐条解説のとおり委員会からの要求があった場合、出席義務があることを踏まえ、**紹介議員のオンラインの方法による説明を可とする規定整備**を行う。

千葉市議会会議規則の一部改正案(新旧対照表)

現 行	改正案	備 考
<p>(定足数に関する措置) 第83条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。 2 略 3 略</p> <p>(委員外議員の発言) 第106条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。 2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。</p>	<p>(定足数に関する措置) 第83条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。 2 略 3 略</p> <p><u>(出席委員に関する措置)</u> 第83条の2 この章における出席委員には、千葉市議会委員会条例(昭和31年9月26日条例第25号)第14条の2第1項の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)により、当該委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加した委員を含む。</p> <p>(委員外議員の発言) 第106条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。 2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。 3 前2項の場合において、委員でない議員は、あらかじめ当該委員会の委員長の許可を得て、オンラインによる方法で委員会に参加することができる。</p>	<p>【第83条の2関係】 会議規則中の委員会に関する章において、オンラインによる方法で委員会に出席している委員も含まれることを包括規定</p> <p>【第106条関係】 委員外議員の発言について、あらかじめ当該委員会の委員長の許可を得た場合、オンラインの方法で委員会に参加できることを規定</p>

千葉市議会会議規則の一部改正案(新旧対照表)

現 行	改正案	備 考
<p>(不在委員) 第117条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p> <p>(紹介議員の委員会出席) 第130条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。 2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。</p>	<p>(不在委員) 第117条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。<u>ただし、オンラインによる方法で委員会に参加している委員は、この限りでない。</u></p> <p>(紹介議員の委員会出席) 第130条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。 2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。 <u>3 前項の場合において、紹介議員は、あらかじめ当該委員会の委員長の許可を得て、オンラインによる方法で委員会に説明することができる。</u></p>	<p>【第117関係】 当該ただし書を設けることで、オンラインによる方法で出席している委員も表決に加わることができることを規定</p> <p>【第130条関係】 委員会の説明要求があった場合、委員外議員同様に、あらかじめ当該委員会の委員長の許可を得た場合、オンラインの方法で委員会に説明できることを規定</p>

3 千葉市議会オンラインによる方法を活用した委員会に関する要綱(案)

(1) 委員会の開会パターン

本市議会の対応(案)

オンラインの方法による委員会の開会パターン(都道府県議会デジタル化専門委員会による分類)

区分	①パターンA (ハイブリッド型)	②パターンB (ハイブリッド型)	③パターンC (完全オンライン型)
正副委員長	委員会室	(委員長又は副委員長が) オンライン出席	オンライン出席
委員	(一部又は全委員が) オンライン出席	(一部又は全委員が) 委員会室	オンライン出席
議会事務局	委員会室	委員会室	オンライン参加
執行部	委員会室	委員会室	オンライン出席
傍聴者	委員会室	委員会室	オンライン傍聴

- 委員長は、委員会の議事整理及び秩序保持権を持つ者として、また副委員長は委員長欠席時等の職務代行を行なう者として選任されており、その職務を遂行するためには、委員会室への参集が不可欠である。

※正副委員長ともに事故があるときは「年長委員」が委員長の職務を行う(委員会条例第11条第2項)

- これに加え、オンライン出席委員が含まれる委員会を開催した場合、正副委員長には「オンライン出席委員の本人確認」・「表決の際にオンライン出席委員に通信障害等が発生した場合の対応(事務局への代替手段の指示など)」等の職責が生じることから、正副委員長は委員会室に参集するパターンAを原則とする。

(2) 対象委員会

本市議会の対応(案)

- 常任委員会、議会運営委員会、調査特別委員会及び予算審査・決算審査特別委員会分科会とする。

千葉市議会オンラインによる方法を活用した委員会運営に関する要綱(案)

案 文	備 考
<p>(趣旨) 第1条 この要綱は、千葉市議会委員会条例(昭和31年9月26日条例第25号。以下「条例」という。)第14条の2第1項に規定するオンラインによる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で出席する委員が含まれる場合の委員会(以下「オンライン委員会」という。)の委員会運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(基本的事項) 第2条 オンライン委員会は、重大な感染症のまん延、災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難な場合を開くものであることから、委員が委員会の開会場所に参集できる場合は、当該開会場所への参集を基本とする。 2 円滑な議事運営を確保する観点から、委員長及び副委員長は、原則として、委員会の開会場所に参集するものとする。 3 条例第14条の2に規定する「重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会を招集する場所に参集することが困難と認めるとき」は、次の例による。 (1) 千葉市内の区域を含む地域を対象として、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置等が行われているとき。 (2) 感染予防が推奨される社会情勢下にあり、委員又はその同居する者が、感染症等により患した又はその疑いがあるとき。 (3) 千葉市災害対策本部条例(昭和38年千葉市条例第5号)に基づく、千葉市災害対策本部の設置又は千葉市業務継続計画(自然災害対策編)の発動など、大規模災害が発生した場合。 (4) 上記に準じる状況にあるとき。</p> <p>(対象委員会) 第3条 オンラインの方法により出席できる委員会は、次のとおりとする。 (1) 常任委員会 (2) 議会運営委員会 (3) 調査特別委員会 (4) 予算審査・決算審査特別委員会分科会</p>	<p>【第2条関係】 (第1項) オンライン委員会導入後も、委員会室への参集が基本であることを明記 (第2項) 円滑な議事運営の確保のため、正副委員長は委員会室に参集 (第3項) 「重大な感染症のまん延又は災害等の発生等」に該当する事案を具体化</p>

千葉市議会オンラインによる方法を活用した委員会に関する要綱(案)

案 文	備 考
<p>(オンラインによる出席の申請)</p> <p>第4条 オンラインによる方法で委員会に参加を希望する委員は、当該委員会の開催日の前日(その日が千葉市の休日を定める条例(平成元年3月22日条例第1号)第1条第1項に規定する休日(以下「市の休日」という。)である場合には、その前の市の休日でない日。以下同じ。)の正午までに、オンラインを活用した委員会出席申請書(様式第1号)により、委員長に申請しなければならない。</p> <p>2 委員長は、委員からの前項の規定による申請に基づき、副委員長と協議の上、当該委員が委員会を招集する場所に参集することが困難と認めるときは、条例第14条の2第2項の規定による許可をするものとする。</p> <p>(本人確認等)</p> <p>第5条 委員長は、委員会の開会前及び再開前にオンラインによる方法で委員会に参加する委員の本人確認を行うものとする。</p> <p>2 委員長は、条例第14条の2第2項の規定による許可を得た委員を映像により確認できる場合に当該委員をオンライン委員会に参加したものとする。</p> <p>(オンライン出席委員の責務)</p> <p>第6条 オンライン出席委員(条例第14条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされた委員をいう。以下同じ。)は、通信環境を良好に保ち、常に映像及び音声の送受信について支障のないようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) オンライン委員会に参加する場所は、原則として、当該委員の自宅又は事務所等とすること。</p> <p>(2) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。</p> <p>(3) オンライン出席委員がオンライン委員会に参加するためにいる場所に当該オンライン出席委員以外の者を入れないこと。</p> <p>(4) 委員会に関係しない映像又は音声が入り込まないようにすること。</p> <p>2 オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、事務局職員との間で映像及び音声支障なく送受信できていることを確認するものとする。</p> <p>3 オンライン出席委員は、必要な通信環境等を自身で確保するとともに、通信環境を良好に保つため、イヤホン、マイク、ヘッドセット等を使用することができるものとする。</p>	<p>【第4条関係】</p> <p>オンライン出席を希望する委員は、委員長に委員会開催日前日の正午までに申請書を提出 委員長は当該申請について、副委員長と協議を行ない、参集困難と認められる場合に許可</p> <p>【第6条関係】</p> <p>(第1項) オンライン出席委員は、「第三者による関与がない旨の担保」・「情報セキュリティ対策」・「良好な通信環境の確保」に務めなければならない</p> <p>(第2項) オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻30分前に事務局職員と通信確認を行なう</p>

千葉市議会オンラインによる方法を活用した委員会に関する要綱(案)

案 文	備 考
<p>(表決の方法等)</p> <p>第7条 オンライン委員会における表決は、オンライン委員会を開催する室に参集した委員及びオンライン出席委員で同時に行うものとする。</p> <p>2 オンライン出席委員は、挙手による表決を行う場合は、賛成の意思が明確に判別できるよう、指先を上にした手のひら全体が映像に映るように挙手をするものとする。</p> <p>3 通信障害等により、オンライン出席委員の本人確認ができないときは、当該オンライン出席委員は表決に加わることができない。</p> <p>4 オンライン出席委員がいる委員会においては、投票による表決を行うことができない。</p> <p>5 オンライン出席委員がいる委員会における選挙は、指名推選の方法で行う場合のみ行うことができる。</p> <p>(通信障害等が発生した場合の取扱い)</p> <p>第8条 前条第3項に定めるもののほか、委員長は、通信障害等により、オンライン出席委員の状態が映像により確認できない場合であって、通信の状況等を確認してもなおオンライン出席委員の状態が確認できないときは、当該オンライン出席委員を退席したものとみなすことができる。</p> <p>(秩序保持に関する措置)</p> <p>第9条 委員長がオンライン出席委員に対し、条例第21条第3項の規定による発言の禁止の措置をとった場合は、委員長は、当該委員の音声を遮断するものとする。</p> <p>2 委員長が、オンライン出席委員に対し、条例第21条第3項の規定による退場の措置をとった場合は、委員長は、当該委員の映像及び音声を遮断するものとする。</p> <p>(除斥の取扱い)</p> <p>第10条 委員長は、オンライン出席委員が条例第17条の規定による除斥の対象となるときは、当該委員の映像及び音声を遮断する。ただし、オンライン出席委員が同条ただし書きの規定により発言するときはこの限りではない。</p>	<p>【第7条関係】</p> <p>委員会での表決は、委員会室に参集した委員と同時に行なうこととし、オンライン出席している委員は、画面上で挙手を行なう</p> <p>【第8条関係】</p> <p>通信障害等が発生した場合、通信状況の確認・回復等を試みても、なおオンライン出席委員の状態が確認できない場合は退席とみなす</p>

千葉市議会オンラインによる方法を活用した委員会に関する要綱(案)

案 文	備 考
<p>(委員外議員のオンラインによる出席) 第11条 会議規則第106条第3項の規定により、委員外議員がオンラインによる方法で出席する場合には、オンライン出席委員の規定を準用する。</p> <p>(委員会記録) 第12条 オンライン委員会の委員会記録には、オンライン出席委員がオンラインによる方法で委員会に参加している旨を記載するものとする。</p> <p>(補則) 第13条 千葉市議会会議規則(昭和42年5月1日議会規則第1号)、条例及びこの要綱に定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、適宜協議の上、決定するものとする。</p> <p>附 則 この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。</p>	<p>【第12条】 オンライン出席委員は、委員会記録表紙及び本文に「〇〇委員(オンライン出席)」等と記載する</p>

千葉県議会オンラインによる方法を活用した委員会に関する要綱(案)

案 文	備 考
<p>(様式第1)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">委員会委員長 様</p> <p style="text-align: center;">委員氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">オンラインを活用した委員会出席申請書</p> <p>1 委員会開催日 年 月 日 ()</p> <p>2 オンラインにより出席を希望する理由 <input type="checkbox"/> 重大な感染症のまん延 (又はそのまん延の予防措置) <input type="checkbox"/> 災害等の発生等 <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>3 メールアドレス (オンラインを活用した委員会出席時のアドレス送付先) <input type="checkbox"/> 届出のメールアドレス <input type="checkbox"/> その他のメールアドレス ()</p> <p>4 オンラインにより出席を行なう場所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>※本申請書に記載いただいた個人情報は、オンラインによる委員会出席のための手続等の 目以外には使用いたしません。</p>	<p>【様式第1関係】 オンライン出席を希望する委員は、申請書に必要事項を記載のうえ、委員会開催日前日の正午までに、議会事務局あてに提出 議会事務局職員は、ただちに該当する委員会の委員長に、申請書が提出された旨を報告</p>